

規則

地方独立行政法人埼玉県立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第三十二号

地方独立行政法人埼玉県立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則

地方独立行政法人埼玉県立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（令和三年埼玉県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「キャッシュ・フロー計算書及び同章第九節に規定する行政サービス実施コスト計算書」を「純資産変動計算書、同章第八節に規定するキャッシュ・フロー計算書及び同章第十節に規定する行政コスト計算書」に改める。

第九条第二項各号を次のように改める。

- 一 法人の目的及び業務内容
 - 二 県の政策における法人の位置付け及び役割
 - 三 中期目標の概要
 - 四 理事長の理念並びに運営上の方針及び戦略
 - 五 中期計画及び年度計画の概要
 - 六 持続的に適正なサービスを提供するための源泉
 - 七 業務運営上の課題及びリスクの状況並びにその対応策
 - 八 業績の適正な評価に資する情報
 - 九 業務の成果及び当該業務に要した資源
 - 十 予算及び決算の概要
 - 十一 財務諸表の要約
 - 十二 財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況の理事長による説明
 - 十三 内部統制の運用状況
 - 十四 法人に関する基礎的な情報
- 第十一条第二項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。
- 四 第二号の意見があるときは、事業報告書（会計に関する部分を除く。）の内容と法第三十五条第一項に規定する財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書の内容又は会計監査人が監査の過程で得た知識との間の重要な相違等について、報告すべき事項の有無及び報告すべき事項がある

ときはその内容

第十一条第三項中「前項第四号」を「前項第五号」に改め、同項第一号中「正当な理由による」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。